

令和5年  
(2023)  
栃木県  
実施要綱

# 秋の交通安全

## 県民総ぐるみ運動



150  
栃木県誕生150年  
みんなで創る、未来のとちぎ

実施期間

令和5(2023)年9月21日(木)~9月30日(土)

交通安全  
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー  
マナーアップ! あなたが主役です

### 令和4年度 交通事故防止に関するポスターコンクール



◆入選作品  
栃木県立足利工業高等学校  
飯塚 睦生さん



◆優秀賞作品  
栃木県立足利工業高等学校  
平井 睡蓮さん



◆入選作品  
宇都宮文星女子高等学校  
山本 葉子さん



#### 全国重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- 9月22日(金) 「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」徹底強化の日
- 9月25日(月) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日
- 9月28日(木) 「自転車マナーアップ」強化の日
- 9月30日(土) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

# 「運動の重点」

## 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

### 「横断歩道は、歩行者優先」もっと止まれる 栃木県!!

- 横断中または横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道等の前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。
- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるなど自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- こどもや高齢者を交通事故から守るため、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。



### 「こどもや高齢者に優しい3S (スリーエス) 運動」の推進

- S** E E (発見する) ⇒ こどもや高齢者をいち早く**発見**する
- S** L O W (減速する) ⇒ こどもや高齢者を見たら**減速**する
- S** T O P (停止する) ⇒ 危険を感じたらすぐに**停止**する

## 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- 「原則ハイビーム」の推進  
夜間、先行車や対向車等がないときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夕暮れ時には自動車前照灯の早め点灯を実践しましょう。
- 歩行者や自転車の方も夜間外出するときは**反射材**をつけましょう。



### ◆ 飲酒運転等の根絶・妨害運転の防止

- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
  - お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
  - 車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
  - お客さまが運転代行等を依頼して帰るときは、その確認ができるまで車のキーをお預かりください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。  
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコールチェッカー等で確認しましょう。
- お酒を飲まない運転役「ハンドルキーパー」をあらかじめ決めておき、飲食後はお酒を飲んでいない「ハンドルキーパー」が飲酒した者を自宅まで送り届けましょう。

### 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

お願い「自転車安全利用五則」を守るまる。

#### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



・自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

※ ただし、道路外の施設や道路に出入りするためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときはこの限りではありません。

・自転車が車道通行するときは、道路中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道は**歩行者優先** まる!!

#### ※ 以下の場合は歩道を通行することができます

○車道又は交通の状況からやむを得ない場合

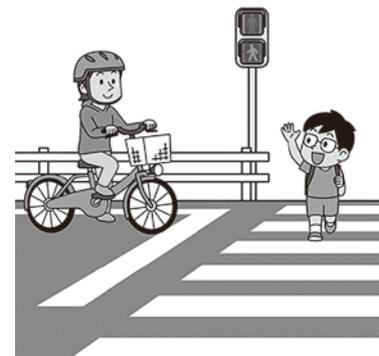
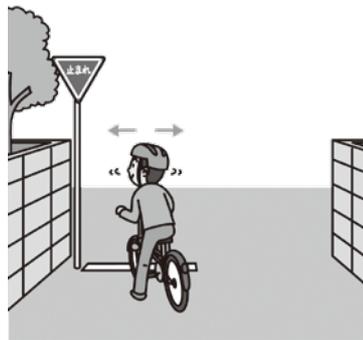
- ・道路工事等で通行が困難なとき
- ・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

○標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合

○運転者が下記の場合

- ・13歳未満の子供
- ・70歳以上の高齢者
- ・その他車道通行に支障がある方

#### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- ・一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反となります。
- ・交差点では停止線手前で一時停止し、必ず安全確認をしましょう。
- ・信号無視、一時不停止違反等は危険行為として自転車運転者講習制度の対象違反です。

#### ③ 夜間はライトを点灯



- ・夜間はライトを点灯しなければなりません。
- ・自分の存在を相手に知らせましょう。
- ・また反射材も活用しましょう。

#### ④ 飲酒運転は禁止



- ・飲酒が運転に及ぼす影響は自動車を運転する場合と同様なので、飲んだら公共交通機関の利用または歩いて帰りましょう。

**⑤ ヘルメットの着用** ※栃木県自転車条例で令和4年4月1日から自転車利用者全てに乗車用ヘルメットの着用を努力義務としています。



**みんなでかぶろう自転車ヘルメット!!!**  
**~LET'S HELMET UP!~**

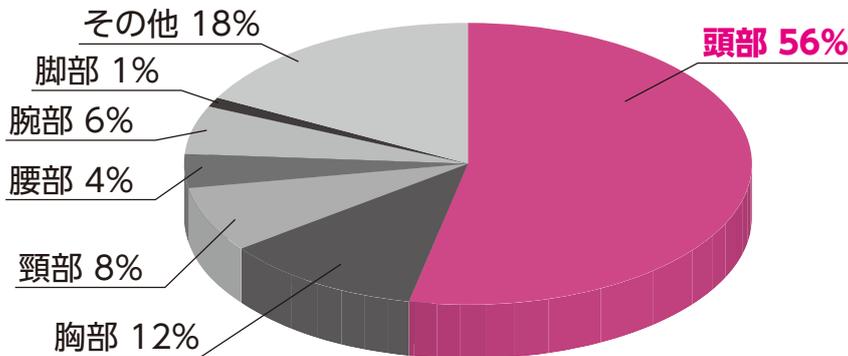
令和5年4月1日、**道路交通法改正**により  
**自転車ヘルメット着用が努力義務**となりました。

- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約2.6倍**(令和4年警察庁調べ)も高いです。

**自転車保険の加入義務**

- 県自転車条例では、自転車保険加入を義務化しています。
- 保険に入り、万が一に備えて下さい。

ヘルメット非着用の自転車乗車中死者の人身損傷の主な部位  
 (平成30年～令和4年合計警察庁調べ)



**特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)について**

**特定小型原動機付自転車とは**

【車体の大きさ】

- 長さ190センチメートル以下
- 幅60センチメートル以下

【車体の構造】

- 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること
- 時速20キロメートルを超える速度を出ることができないこと
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- AT機構がとられていること
- 道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること

【運転者の年齢制限】

- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。

【乗車用ヘルメット】

- 頭部を守るため、着用してください(努力義務)。

【走行場所】

- 車道を通行しなければなりません。
- 自転車道も通行することができます。

【ナンバープレート】

- ナンバープレートは必要です。

【自賠責保険】

- 自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています。

【保安基準への適合】

- 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- 基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。



詳しい交通ルールは警察庁ホームページを参照▶



**栃木県交通安全基金への寄附をお願いします**

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索